

鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

(平成25年3月公布)

改正の概要

(1) 屋外広告物の制限地域の拡大

平成25年7月1日施行

広告物を表示する場合に許可が必要な地域(制限地域)に、**喜界町**の行政区域を追加しました。この結果、鹿児島県内すべての市町村区域が制限地域になりました。

(2) 管理者を必要とする広告物の規模の改正

平成26年4月1日施行

許可を受けて屋外広告物を表示するにあたり、管理者を設置しなければならない屋外広告物の規模について、**平成26年4月1日以降許可**(更新許可を含む。)を受けるものから、下記のとおり改正します。

管理者を必要とする広告物の規模

改正後	改正前
高さ4m超又は面積10㎡超	高さ5m超又は面積5㎡超

ただし、はり紙、はり札、立看板及び広告網は除きます。

(3) 屋外広告物の管理者資格の改正

平成28年4月1日施行

本県は台風常襲地であることなどから、屋外広告物の安全性をより高めるため、屋外広告物の管理者になれる資格を、下記のとおり改正します。

現在、屋外広告物の管理者を**講習会修了者**と**講習会修了者等認定者**で許可を受けている場合、**平成28年4月1日**までに管理者変更届を提出していただくこととなります。

管理者の資格要件

改正後	改正前
屋外広告士 建築士(一級, 二級, 木造) 電気工事士 電気主任技術者 職業訓練指導員免許保持者(広告美術科又は帆布製品科) 技能検定合格者(広告美術仕上げ又は帆布製品製造) 職業訓練修了者(広告美術科又は帆布製品科)	講習会修了者(他県等の修了者含む。) 屋外広告士 建築士(一級, 二級, 木造) 電気工事士 電気主任技術者 職業訓練指導員免許保持者(広告美術科又は帆布製品科) 技能検定合格者(広告美術仕上げ又は帆布製品製造) 職業訓練修了者(広告美術科又は帆布製品科) 講習会修了者等認定者